第百五条中「第三十九条」を「第三十八条の二」に改める。

第五章に次の一節を加える。

第三節　あつせん及び仲裁

第百五条の二　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の二から第四十七条の七までの規定は、法第三十八条の三第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の二第一項	令第七条	条ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第六条の三において準用する令第七条
	令第十二条第二項	ガス事業法施行令第六条の三において読み替えて準用する令第十二条第二項
及び第四十七条の二第三項	令	ガス事業法施行令第六条の三において読み替えて準用する令
第四十七条の四	令	ガス事業法施行令第六条の三において準用する令
第四十七条の五第一項	条法第三十五第一項	のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十八条第一項
	様式第四十	様式第五十二の二
第四十七条の六第一項	条法第三十六第一項	ガス事業法第三十八条の三第三項
	の様式第四十二	様式第五十二の三
第四十七条の六第三項	法	ガス事業法
第四十七条の七	条法第三十五第一項	ガス事業法第三十八条の三第一項
	第三十六条第一項	同条第三項

第百十七条第三項中「異議申立人若しくは」を削り、同条第四項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立て又は」を削り、同条第五項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立書又は」を削り、同条第六項中「異議申立人若しくは」を削る。

様式第五十二中「第39条」を「第38条の2」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第52の2（第105条の2関係）

あ　つ　せ　ん　申　請　書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガスの取引に係る契約その他の取決めに関する協議が不調のため、ガス事業法第38条の3第1項の規定により、次のとおりあつせんを申請します。

申請者	連絡先及びガス事業者等の種別	
申請者以外の当事者	氏名（名称及び代表者の氏名）、住所、連絡先及びガス事業者等の種別	
あつせんを求める事項		
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過		
その他参考となる事項		

備考　1　「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

2　「ガス事業者等の種別」には、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者又はその他のいずれかを記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第52の3（第105条の2関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

ガスの取引に係る契約その他の取決めに関する協議が不調のため、ガス事業法第38条の3第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

申請者	連絡先及びガス事業者等の種別	
申請者以外の当事者	氏名（名称及び代表者の氏名）、住所、連絡先及びガス事業者等の種別	
仲裁判断を求める事項		
協議の不調の理由及び協議の経過		
その他参考となる事項		

備考　1　「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

2　「ガス事業者等の種別」には、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者又はその他のいずれかを記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。